

# 土砂災害警戒区域及び 土砂災害特別警戒区域の指定について

お問い合わせ 本庄県土整備事務所 ☎②13141  
総合支所総務課 ☎⑦1331 (内線211)

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律により、児玉町太駄の一部が埼玉県知事から土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されましたのでお知らせします。

**土砂災害防止区域**とは、急傾斜地の崩壊及び土石流等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

**土砂災害特別警戒区域**とは、急傾斜地の崩壊及び土石流等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制、建築物の移転等の勧告及び支援措置並びに宅地建物取引における措置が図られます。



避難訓練の様子

市では毎年、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定された地域を対象に、防災訓練を実施し、住民の避難訓練や土砂災害に関する説明、防災用品の展示・配布など、土砂災害に対する取り組みを行っています。





# 確定申告その前に

★課税課 ☎ 1 1 2 3

市では、税務署に「所得税の確定申告書」を提出した人について、その申告書に基づいて市民税・県民税を課税しています。重要な課税資料となりますので、次の記載例を参考に間違いや記載漏れののないよう、ご注意ください。

## 平成20年分の所得税の確定申告書B

### 確定申告書Bの記載例

住所 **本庄市本庄3-5-3**  
 氏名 **本庄 花子**

#### ○ 所得の内訳 (源泉徴収税額)

所得の種類	種目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称	収入金額	源泉徴収税額
配当	株式の配当 ○○電気(株)	80,000	5,600
給与	給料 △△産業(株)	1,920,500	130,800

生計を一にする配偶者や親族が、申告者が経営する事業に従事している場合は記入してください。

記入した障害者が特別障害者の場合は、氏名を○で囲んでください。

源泉徴収税額の合計額 136,400

#### ○ 事業専従者に関する事項

氏名	続柄	従事月数・程度	専従者給与(控除)額
本庄 太郎	子	12月、外交販売に従事	500,000

専従者給与(控除)額の合計額 500,000

#### ○ 特例適用条文等

#### ○ 配当所得・雑所得(公的年金等)に関する事項

所得の種類	種目・所得の生ずる場所	金額
	上場株式のみが該当になります。控除額が生じる場合は、その金額を記入してください。	

#### ○ 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑩ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類など
⑪ 医療費控除	支払医療費	保険金などで補てんされる額	円
⑫ 社会保険料控除	社会保険の種類	支払保険料	円
⑬ 掛金控除	掛金の種類	支払掛金	円
⑭ 寄附金控除	寄附先の所在地・名称	寄附金	円

寡婦(寡夫)の人は、該当する箇所をチェックしてください。

寡婦(寡夫)控除  死別  離婚  生死不明  未帰還  勤労学生控除  (学校名)

氏名	本庄 三郎
配偶者の氏名	明・大 春子
続柄	母
生年月日	15.12.1
控除額	58
扶養親族の氏名	明・大 次郎
続柄	子
生年月日	44.8.1
控除額	38
扶養親族の氏名	明・大 三郎
続柄	子
生年月日	48.3.10
控除額	73
扶養控除額の合計	169

平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等(保険期間や共済期間が10年以上の契約で、満期返れい金などを支払う旨の特約があるものなど)かつ、平成19年1月1日以後に契約の変更をしていないものに限られます。

主な要件は次のとおりです。  
**【配偶者控除】**  
 1年間の合計所得が38万円以下(給与収入にすると103万円以下)の配偶者が該当。

**【配偶者特別控除】**  
 申告者の1年間の合計所得が1,000万円以下で、配偶者の合計所得が38万円を超えて76万円未満の場合に該当。

**【扶養控除】**  
 1年間の合計所得が38万円以下の扶養親族が該当。

#### ○ 住民税・事業税に関する事項

別居の控除対象配偶者・扶養親族・事業専従者の氏名・住所	氏名	住所
本庄 次郎	本庄市銀座1-1-1	
配当に関する住民税の特例		
非居住者の特例		
配当割額控除額		2,400
株式等譲渡所得割額控除額		
税務上の所得		
非課税所得など		
損益通算の特例適用前所得		
不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額		
不動産所得から差し引いた事業用資産の譲渡損失など		
前年中の間(廃)業	開始・廃止	月 日

給与所得・公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納税方法をチェックしてください。

事業専従者欄や配偶者(特別)控除・扶養控除欄に記入した人が、別居している場合に記入してください。

### 住宅ローン控除の申告はお済みですか？

住民税・県民税の住宅ローン控除(住宅借入金等特別税額控除)の申告期限は3月16日(月)です。申告書は、申告会場(市役所6階大会議室及び総合支所大会議室)にあります。また、市ホームページ(<http://www.city.honjo.lg.jp/>)からもダウンロードできます。

※住宅ローン控除を受けるためには、毎年申告をする必要があります。申告相談の日程については、広報ほんじょう2月号をご覧ください。